

## EU 各国における個人情報保護制度の運用の実態及び最近の動向について(未定稿)

(2015年6月ヒアリング結果)

### 1. ドイツ連邦データ保護・情報自由監察官 (BfDI)

- BfDI は連邦の公的部門に加え、テレコミュニケーションと郵便に関するデータ保護を、州ごとの監督機関は民間部門と州の公的部門を担当している。
- BfDI と州の監督機関の間には上下関係は全くない。
- ドイツに対する欧州司法裁判所判決を受けて、州の内務省の下にあった監督機関を、州の内務省から分離させた。監督機関を立法府の監督下に置いた州が多く、これに伴い、当該監督機関の職員は議会の職員となった。
- 昨年可決された法案により、2016年1月から、BfDI は内務省から組織自体が独立し、独自の人事権、予算を持つこととなる。ただし、内務省がデータ保護を担当することには変わりはなく、法案提出等の監督以外の事項は引き続き内務省が担当する。
- 行政機関が保有する情報を、個人が特定できないものにした上で研究用に民間提供することがある。完全に匿名化されているかは、監督機関がケースにより判断している。

### 2. ベルギープライバシー保護委員会

- ベルギー法では、公益に関して適法性の原則があり、公的機関は与えられている権限の範囲でしか事務を行えない。
- 捜査内容を本人に知らせることは適当でないため、警察や諜報活動には本人のアクセス権の例外がある。また、公的機関同士のデータ移転時における本人への通知義務は免除されている。
- 欧州の中ではベルギーのみがデータ流通の事前許可制度を採用しており、プライバシー保護委員会が許可を行っている。データ移転の迅速な取扱いと、本人に対する十分な保障とを結びつけるための制度である。プライバシー保護委員会が許可を出す過程の中で、運用上、データ移転の条件が柔軟に設定されている。
- プライバシー保護委員会は、事前許可の際に条件を課すことができ、特にセキュリティに関して条件をつけることがある。法に規定されているものではないが、非常に有効であり実際的な方法と考えている。
- プライバシー保護委員会は、事業者等に対して何かを課したり、罰金を設けるような制裁権限はない。

### 3. フランス情報処理と自由に関する国家委員会 (CNIL)

- CNIL 委員長の専権事項である「催告」には、法律遵守の面からどの部分が不十分なのか、改善点・対応策として CNIL が何を期待しているか、対応策を実施するための一定の期日を明記している。期限内に回答や改善がない場合は、制裁を与えることになる。なお、催告によって 85~90%は改善されるので、実際の制裁の数は少ない。
- フランスにおける個人情報保護法制の歴史として、当初は情報の取扱主体に応じて規律を分けていた。2004年の法改正により、センシティブティにより分けるようになり、現在は、基本的権利を剥奪する要因となり得るなどの情報は許可制にし、センシティブティが低い情報は届出制にする等の制度となっている。
- EU 規則案に対応して、CNIL の権限が強化される。特に、事後の監督検査の段階で、行政的な制裁がより強化される予定である。

#### 4. 欧州委員会司法総局

- EU 規則案は各加盟国に直接適用されるが、EU 規則案に書いていないような特別なルールを国内法で提供する可能性は維持されている。
- 例えば、ドイツの学校では、生徒のデータベースに健康データが記載されているが、このデータベースの取扱いについては、アクセス制限を設け、特別なログをとるなどセキュリティに関する特別なルールを定める州がある。このように、加盟国は公的部門の特別なニーズに対応するために EU 規則案を国内法において詳細化することができる。
- 監督機関の独立性に関しては、欧州連合基本権憲章 8 条（個人データの保護を受ける権利）に基づく憲法的な権利と考えている。欧州司法裁判所は、独立監督機関について、基本的人権の主たる守護者であると考えている。
- EU 規則案 47 条の監督機関の独立性に関する規定は EU 加盟国に対するものであり、十分性に関しては 41 条が規定されている。十分性は域外国に EU の制度のコピーを求めるものではなく、独立性に関しては機能的な観点からみている。
- EU 規則案にある「一以上の独立した監督機関」について、重要なのは監督機関の数ではなく、独立性である。
- カナダ（民間部門のみ認定）や米国のセーフハーバーは部分的な十分性認定である。

#### 5. ナミュール大学（ベルギー）※

- 日本は、目的の原則など国際モデルの観点から大事な原則が既に備わっている。他方、ドイツ法の影響を受けつつ、独自の価値（明文化されていなくとも「信頼」により実質的に担保されているなどの文化）を作っており、とても複雑という印象である。
- 欧州では、個人情報とは特別な分野である。裁判官でも簡単に扱えないし、大学で一般的に教えるものでもなく、専門的な分野という位置付けである。
- 監督機関に関して、問題解決や是正のためには、権限と人力的・財政的なリソースが必要である。人力的なリソースとして、弁護士やコンピューターサイエンティストなど専門性のある職員を置くことが考えられる。欧州では、これら専門家に加え、司法官、銀行業や病院などある分野を代表する者が加わることが多い。
- 十分性認定において、執行については特定の答えを想定しておらず、司法システムがアクセスシブルなものかを含め、広い視野で評価されている。

※欧州委員会からの依頼を受けた個人情報保護制度に関する調査の実績多数